

平成18年 9 月 4 日
午前10時00分開会
於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（32名）

1 番	佐 藤 博	2 番	武 田 正 樹
3 番	小坂井 実	4 番	佐 藤 高 清
5 番	立 松 新 治	6 番	山 本 芳 照
7 番	村 井 邦 彦	8 番	新 田 達 也
9 番	渡 邊 昶	10番	伊 藤 正 信
11番	栗 田 和 昌	12番	杉 浦 敏
13番	炭 竈 ふく代	14番	三 浦 義 美
15番	浅 井 葉 子	16番	中 山 金 一
17番	前 田 勝 幸	18番	安 井 光 子
19番	佐 藤 良 行	20番	高 橋 和 夫
21番	立 松 一 彦	22番	水 野 博
23番	高 橋 清 春	24番	木 下 道 郎
25番	宇佐美 肇	26番	久 保 文 哉
27番	黒 宮 喜四美	28番	四 方 利 男
29番	大 原 功	30番	村 上 末 松
31番	原 沢 久 志	32番	三 宮 十五郎

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

13番	炭 竈 ふく代	14番	三 浦 義 美
-----	---------	-----	---------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	川 瀬 輝 夫	助 役	加 藤 恒 夫
教 育 長	池 田 俊 弘	総 務 部 長	北 岡 勤
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	服 部 輝 男	開 発 部 長	横 井 昌 明
教 育 部 長	平 野 雄 二	十 四 山 支 所 長	平 野 瞳
十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	平 野 茂 雄	監 査 委 員 長	村 上 勝 美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	佐 藤 忠	開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠
十 四 山 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	大 木 博 雄	総 務 課 長	佐 藤 勝 義

企画情報課長	村 瀬 美 樹	管 財 課 長	渡 辺 安 彦
防災安全課長	服 部 正 治	会 計 課 長	青 木 麗 子
市 民 課 長	加 藤 芳 二	保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
環 境 課 長	久 野 一 美	健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘
福 祉 課 長	横 井 貞 夫	介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司
土 木 課 長	橋 村 正 則	都 市 計 画 課 長	三 輪 眞 士
下 水 道 課 長	伊 藤 敏 之	教 育 課 長	前 野 幸 代

社会教育課長 高 橋 忠

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下 里 博 昭 書 記 柴 田 寿 文

書 記 飯 田 宏 基

6. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4	条例議案第75号	弥富市国民健康保険条例の一部改正の件
日程第5	議 案第45号	平成17年度弥富町一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第6	議 案第46号	平成17年度弥富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第7	議 案第47号	平成17年度弥富町老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第8	議 案第48号	平成17年度弥富町土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第9	議 案第49号	平成17年度弥富町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第10	議 案第50号	平成17年度弥富町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第11	議 案第51号	平成17年度弥富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第12	議 案第52号	平成17年度十四山村一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第13	議 案第53号	平成17年度十四山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第14	議 案第54号	平成17年度十四山村老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第15	議 案第55号	平成17年度十四山村土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第16	議 案第56号	平成17年度十四山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第17	議	案第57号	平成17年度十四山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第18	議	案第58号	平成18年度弥富市一般会計補正予算の件
日程第19	議	案第59号	平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
日程第20	議	案第60号	平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
日程第21	条例議案	案第76号	弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部改正の件

~~~~~。~~~~~

午前10時55分 開会

- 議長（大原 功君） ただいまより平成18年第3回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~。~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第81条の規定により、炭竈ふく代議員と三浦義美議員を指名いたします。

~~~~~。~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（大原 功君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

第3回弥富市議会定例会の会期を本日から20日までの17日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から20日までの17日間と決定をいたしました。

~~~~~。~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（大原 功君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

また、私学をよくする愛知父母懇談会の斉木裕子さんから市町村独自の私学助成の拡充を求める陳情書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

~~~~~。~~~~~

日程第4 条例議案第75号 弥富市国民健康保険条例の一部改正の件

日程第5 議 案第45号 平成17年度弥富町一般会計歳入歳出決算認定の件

日程第6 議 案第46号 平成17年度弥富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第7 議 案第47号 平成17年度弥富町老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第8 議 案第48号 平成17年度弥富町土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件

|       |   |       |                                  |
|-------|---|-------|----------------------------------|
| 日程第 9 | 議 | 案第49号 | 平成17年度弥富町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件  |
| 日程第10 | 議 | 案第50号 | 平成17年度弥富町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件      |
| 日程第11 | 議 | 案第51号 | 平成17年度弥富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件   |
| 日程第12 | 議 | 案第52号 | 平成17年度十四山村一般会計歳入歳出決算認定の件         |
| 日程第13 | 議 | 案第53号 | 平成17年度十四山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件   |
| 日程第14 | 議 | 案第54号 | 平成17年度十四山村老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件     |
| 日程第15 | 議 | 案第55号 | 平成17年度十四山村土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件     |
| 日程第16 | 議 | 案第56号 | 平成17年度十四山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第17 | 議 | 案第57号 | 平成17年度十四山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件     |
| 日程第18 | 議 | 案第58号 | 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件              |
| 日程第19 | 議 | 案第59号 | 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件        |
| 日程第20 | 議 | 案第60号 | 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件          |

○議長（大原 功君） この際、日程第 4、条例議案第75号から日程第20、議案第60号まで、以上17件を一括議題といたします。

川瀬輝夫市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（川瀬輝夫君） 提案理由を申し上げます。

本日提案申し上げ、また御審議いただきますのは、条例議案 1 件、決算の認定議案13件、予算関係議案 3 件、その概要につきまして御説明申し上げます。

条例議案第75号は、国民健康保険法の改正によりまして、出産育児一時金の額が変更になりました。条例の一部を改正するものでございます。

次に、平成17年度各会計の決算認定につきましてであります。

議案第45号平成17年度弥富町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額 103 億 9,206万 4,947円、歳出決算額97億 5,722万 7,747円でございます。歳入につきましては、前年度と比べ、町税の 1 億 3,733万円余りの増額となりました。主な要因は、個人住民税の税制改正によるものでございます。町税以外の粗収入ですが、これは環境整備事業交付金よりも増加いたしました。その一方、普通交付税の不交付団体となりましたので、歳入全体では前年度と比べまして 2.7%、金額にして 2 億 8,757万円余りの減少となりました。しかし、歳出の主な事業といたしましては、合併に伴います電算基幹業務システムの総合事業、それから福祉関係では特に乳児医療の助成事業、大藤児童館整備事業、さらには基盤整備関

係では土地改良事業、町道改良整備事業、平島中地区区画整理事業、教育関係では弥富中学校の移転改築事業の増進に努めてまいりました。

議案第46号平成17年度弥富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額30億 1,304万 2,333円で、歳出決算額29億 1,658万 1,589円であります。高齢化の進展によりまして医療費の増大が続く中でございまして、引き続き健全財政の運営が維持できましたことは、皆様方の御協力によりまして深くお礼を申し上げる次第でございます。

次に、議案第47号平成17年度弥富町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額22億 950万 350円、歳出決算額21億 5,306万 1,400円でございます。老人医療費が増大し続ける中で、健全な財政運営の維持ができました。

次に、議案第48号平成17年度弥富町土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額ともに 8,720万 4,441円でありました。物件移転の補償でございます。公共用地の先行取得に努めてまいりました。

次に、議案第49号平成17年度弥富町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入の決算額が 7,230万 8,020円、歳出決算額 6,621万 125円でございます。弥富北西部の地域、また広大海地区、鍋田地区の施設の維持管理費を執行いたしました。

次に、議案第50号平成17年度弥富町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額11億 8,960万 1,947円、歳出決算額は11億 7,722万 206円でございます。介護保険制度の趣旨が市民の皆様により十分浸透いたしまして、認定事業及び施設・在宅等の介護サービスを順調に実施することができました。

次に、議案第51号平成17年度弥富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額 6 億 9,664万 3,883円、歳出は決算額 6 億 5,772万 754円でございます。平島、鎌島及び操出地区の管渠布設工事でございます。この事業も積極的に進めてまいったということでございます。

以上、平成17年度弥富町決算を地方自治法第 233条第 3 項の規定によりまして、監査委員の意見をつけまして議会の認定を求めるものでございます。

次から説明いたします議案第52号から57号までは、十四山村の 6 会計の決算につきまして、いずれも合併に伴いまして打ち切り決算となったわけでございます。

議案第52号平成17年度十四山村一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額が 24億 9,143万 904円、歳出決算額が22億 7,607万 6,083円であります。農道と排水路の整備事業、さらには道路の新設・改良事業、公民館の講堂、さらには体育館の耐震改修等施設整備事業を執行いたしました。

次に、議案第53号平成17年度十四山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額が 4 億 8,912万 1,616円、歳出決算額が 4 億 8,477万 8,692円でございます。

す。

次に、議案第54号平成17年度十四山村老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額 5 億 4 万 7,037円でございます。さらに、歳出決算額は 4 億 8,156万 2,766円でございます。

次に、議案第55号平成17年度十四山村土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額ともに 6,430万 7,096円でございます。

次に、議案第56号平成17年度十四山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額が 5 億 5,135万 4,439円、歳出の決算額が 5 億 3,107万 988円でございます。十四山西部地区の管渠の布設工事等の事業を進めてまいりました。

次に、議案第57号平成17年度十四山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、保険事業勘定では歳入決算額が 2 億 9,531万 5,834円でございます。歳出決算額が 2 億 7,510万 9,009円でございます。サービス事業勘定では歳入決算額 3,790万 3,114円で、歳出決算額 3,501万 5,467円でございます。

以上、平成17年度十四山村決算を、地方自治法施行令第 5 条第 3 項の規定によりまして、監査委員の意見をつけ、議会の認定を求めるものでございます。

次に、議案第58号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第 4 号）につきましてですが、歳入歳出それぞれ 3,146万円追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 122億 2,095万 1,000円とするものでございます。歳出の主な内容といたしましては、民生費は、麻しん等の個別予防接種の委託料、障害児居宅生活支援費の制度改正に伴います予算の組み替えでございます。消防費は、負担率変更によります海部南部消防組合負担金の減額と、十四山地区に設置する耐震性貯水槽工事請負費でございます。これに対しまして主な歳入といたしましては、合併特例交付金 1 億円、学校施設整備事業債で 1 億 3,700万円、前年度繰越金が 3 億 3,483万 7,000円等ございまして、増額計上する一方、普通交付税 1 億 9,584万 8,000円、財政調整基金繰入金 4 億 7,413万 6,000円等の減額とするものでございます。

次に、議案第59号平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、主に医療費制度の改革に伴いまして保険財政共同安定化事業拠出金を計上いたしまして、歳入歳出予算の総額を36億 6,116万 5,000円とするものでございます。

次に、議案第60号平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましてですが、主に過年度分の精算に伴いまして、歳入歳出予算の総額を16億 3,653万 5,000円とするものでございます。

以上が提案いたします諸議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係課長からも説明いたしますので、よろしく御審議方、お願い申し上げます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 条例議案は関係課長に説明させ、決算及び補正予算は朗読・説明を省

略させます。

○ 保険年金課長（佐野 隆君）〔説明〕

○ 議長（大原 功君）お諮りいたします。

本案17件は継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○ 議長（大原 功君）御異議なしと認めます。

よって、本案17件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 条例議案第76号 弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部改正の件

○ 議長（大原 功君）日程第21、条例議案第76号を議題といたします。

本案は議員提案でありますので、提出者の三浦義美議員に提案理由の説明を求めます。

○ 14番（三浦義美君）条例議案第76号弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議員の定数については、御承知のとおり、昨年6月17日の第3回弥富町・十四山村合併協議会において新市で協議することが決定されており、さきの全員協議会では、近隣の市や県内の類似団体などの状況を確認した上で、議員各位の意見が出されたところであります。現在の条例定数は16人で、昨年3月定例会において、昨今の社会情勢などを考慮して、20人から4人を削減してまいりましたが、このたびの十四山との合併に伴い、人口がふえ、4万4,000人の市民の負託と信頼に的確にこたえるために、弥富市としての適切な議員定数を定めるものであります。この改正につきまして、議員定数を次の一般選挙で16人を18人に改めるものであります。御賛同をよろしくお願いします。

○ 議長（大原 功君）これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「議長1番」の声あり〕

○ 議長（大原 功君）佐藤博議員。

○ 1番（佐藤 博君）提案者の三浦議員にお尋ねをしたいと思います。

この議員定数問題は、8月23日の全員協議会で初めて協議されたものであります。議長から全議員の意見が求められ、具体的な人数を述べた議員もあったが、急ぐことなく、経緯等もひもときながら、住民の意向も参考に協議を重ねて、できるだけ円満に決定をしていくようにしようではないかという意見もかなりあったと思っております。私は、現在の条例定数は16名でありますから、この16名を基本として考えていくということが非常に大事だということで意見を述べたつもりであります。

問題は、今提案者が述べられたように、昨年3月、約20億円の財源不足から端を発して、

約20%平均の経費節減のために、区長の手当削減を初め各種委員の手当の削減、あるいはまた2保育所の閉鎖、公民館等公共施設の使用料を上げてきたという経緯があるわけであります。私はこのとき、まず町長初め議員と特別職の歳費を率先して削減することによって、町民の皆さん方の理解を得るべきだということを提言してきた経緯があるわけでありますが、残念ながらそうした私の意見等は受け入れられず、結果的に次期議員選挙から20%の定数削減の16人を議決したという経緯があるわけであります。私は、この定数削減には賛成をいたしました。

そういう経緯があったわけでありまして、本来からすれば、その後に十四山村の編入合併問題が起こったわけでありますが、現在もこの16人定数は存在しておるわけであります。しかし、合併協議会で在任特例を認めて、合併後に新しい定数を決めるようになったとも聞いておりますが、これは住民にも非常にわかりづらい問題でもあり、慎重に決めないと、議員だけは勝手がいいという批判を招くおそれもあるのではないかと危惧をいたしております。議員定数の決め方については、慎重な配慮が必要であります。きょう議員提案されて、きょう決めるというやり方には、大きな矛盾と疑念が残るわけであります。したがって、私が今から3点指摘をいたしますので、その点についての明快な御答弁をお願いしたいと思います。

まず第1点目は、こういうような経過からして、弥富町議会で16名に定数を削減したときの経緯からすれば、経費削減ということに端を発しておるわけであります。したがって、定数と歳費をセットで協議すべきではないかというように私は考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

それから2番目、本来からすれば16人が基本であります。それを増員するという形になるわけです。理由は十四山村を編入合併したということでありますけれども、これはあくまでも編入合併でありますから、対等合併ではありませんので、この16人が基本であって、18にするということは増員ということに解釈をされるわけであります。住民の意向を尊重し、もうちょっと時間をかけて、例えばきょう提案をされて、次の議会まで住民の反応を見きわめるといような慎重な審議が必要ではなかろうかと。したがって、きょう提案されることについてはやぶさかではありませんけれども、採決をされるということには多少の猶予を持たれることが非常に重要だと思っておりますが、その点についてはどのように考えておられるのか、2点目としてお尋ねをいたします。

3点目、当時の弥富町議会のルールは、現在、市になってからも継承されておると思いますが、慎重な審議によって、本来なら議員提案の場合は議会運営委員会で十分審議をして、そして議会運営委員長の提案によって、議会運営委員が賛成者になって決めていくというのが円満な議員提案の議会運営であったと私は思っておりますし、これは守られるべきだと思っておりますが、この点については、今回は特別に提案者、三浦議員、賛成者、その他3

人という形で変則的に提案をされた。そして、きょう提案してきょう決めていくという、こういうやり方にはいささか疑問が残ると思うわけですが、本来の円満な議会運営のルールは尊重されるべきではないかと思えますけれども、この点についてはどのようにお考えであるのか、この点も明快な答弁をひとつ賜りたいと思います。

私は別に数を反対するとか、この提案に反対するわけではありませんけれども、このような慎重な配慮、特にこれは議員のいわば生命線にもかかわる問題でもありますし、住民からしてみれば、これは非常に関心事の問題でもあるわけでありまして、慎重な配慮なくして決定されたなら、必ず提案者の暴走、または数のおごりとして市民の批判を受けることは免れないと思うわけであります。提案者はこうした点を熟慮されておったかどうか、その点もあわせて御答弁をいただきたいと思います。以上であります。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義美君） 佐藤博議員の質問にお答えします。

議員の定数と歳費の問題ということで一緒にという話がありましたけど、歳費は報酬審議会に係るものでありまして、今回上程させていただきましたのは議員の定数でございます。その点を間違えないようにお願いします。

第2点目は、編入合併でも増員しているところがあります。豊川市はプラス4人。

それと第3番目、議員定数には条件があり、条例に沿って行っております。以上です。

〔「議長1番」の声あり〕

○議長（大原 功君） 佐藤博議員。

○1番（佐藤 博君） 果たして三浦議員の今の答弁で議員の皆さん方、あるいはまた市民が納得されるかどうか、これは極めて疑問が残る問題だと思っておるのであります。

今申し上げましたように、過去の経緯からすれば、歳費の削減はしないけれども、定数の削減でいこうということは多数の皆さん方の意見で決まったわけであります。十四山村のときも、何か歳費の削減、定数を決められたようであります。そういう経過があるんですから、報酬審議会が開かれてない、じゃあ報酬審議会にそういうこともお諮りをするとか、あるいは前のときには区長さん方からの要望も出た経緯もあるんだから、きょう提案してきょう決めていくという強行突破がもし決まったとするなら、数のおごりという暴挙として歴史に残ると思うんです。ですから、報酬審議会にも諮って、例えば議員定数と報酬審議会の歳費とはどのように組み合わせていくかというのを十分審議をしてもらって考えるべき問題の一つではなかろうかと。特に今回は、そういうような合併をしたいという一番初めの問題でもありますから、そういうことの配慮が必要ではなかろうかと思っています。

それから2番目に、ほかの市がこうやったからこうだということでなくて、弥富の場合にはあくまでも十四山村の編入合併なんです。ですから、その編入合併をしたという経緯があ

るわけでありまして、いろいろのものが全部編入合併で、弥富町の条例が弥富市の条例になって存続してある部分は非常に多いわけでありまして。ところが、議員定数だけは後で協議をしていくということになっておったといえども、それは十分な配慮をする必要があると私は思っております。ですから、きょう提案をしてきょう決めるということではなくて、もうちょっと時間も猶予を持つという配慮が必要でないかと。そして、三浦議員もこの前のときには、できるだけみんなの賛成を得て、満場一致でいくような格好を望んでおられたと思うんです。たしか全員協議会ではそういうように私はちょっと聞いた覚えがありますが、それならばそういうような配慮をして、今までの議員提案の場合と同じように、議会運営委員会でも十分審議をして、そして議会運営委員長が提案者になって、そして議会運営委員が賛成者、あるいはまた議会運営委員でない人でも賛成者になればいいんですから、円満な議会運営というのを望まれるなら、そういうような配慮をされた方がいいんじゃないかと、私はそういうように思って聞いておるわけでありまして、私はそうした配慮を今の三浦議員に質問したいと思っておりますので、再度、再質問とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義美君） 佐藤博議員に答弁します。

佐藤議員さんは何にも反対していなかったら、何にもこの壇上で言うべきではありません。佐藤博さんもさきの全員協議会で何も反対はしておりませんでした、定数は18ということで。私が今回出しているのは定数だけの話でございます。歳費の問題は一切出しておりません。また、去年の6月17日の合併協議会の席から、もう1年と3ヵ月ぐらい、大体、日にちがたっております。もう市民からは、定数はどうなっておるのと。今、弥富は32人いますけど、次の選挙はどうなっておる、早く決めないかんということを佐藤さんにもおっしゃっております。市民の要望にこたえるため、議会は早急に答えを出すべきだと思います。

〔「議長1番」の声あり〕

○議長（大原 功君） 佐藤博議員。

○1番（佐藤 博君） 三浦議員、非常に思い上がりがあるように思うんです。というのは、反対でないからそんな質問をするなというようなぐあい聞こえたわけなんですけれども、私は反対だとか賛成だとかはないんです。定数が18人だとか16人だとか、そういうことにはこだわっておりません。16人が基本でどうしようにするかといった場合に、18となった場合には市民感情からすれば増員なんですよ、はっきり言って。だから、もうちょっとそういう市民の反応も見ながら決めていった方がいいんじゃないかということなんです。だから、それを強行突破して、きょう提案してきょう決めるということだったら、私は反対に回ります。そういう議会の運営上の問題で反対に回ります。定数がどうのこうのという反対じゃないんです。そういう進め方に対する反対を私はせざるを得んのです。ですから申し上げてお

るんです。いいですか。私が賛成だったら何も質問するなということじゃないんですよ、これは。これはお互いにみんなが慎重に考えてもらわないかんと思うんですよ。この前のときにはかなり私と同様の意見の人はあったように思いますが、どうでしょうか。そういう点で、もうちょっと提案者、賛成者の方は配慮をして、しかも議員提案だったらだれでもできるということで、これは賛成者があればできるわけです。そんなことは、もう言わずともわかっておるわけです。しかし、円満に市民の同意も得ながらいこうとするときには、必ず今まで議会運営委員会で審議を重ねて、議会運営委員長が提案者、そして議会運営委員が賛成者になって決めていくというのが、今までの弥富町、あるいはこれからの弥富市でも一つの議会運営のルールではないかということを私は思っておりますので、今回はそういうことも全くされていないということになれば、今の議事運営上、これは反対をせざるを得ませんので、また討論のときにそういうような形で強行されたならば、私は堂々と反対討論をやらせていただきます。

三浦議員、私の言っておることがおわかりいただけたでしょうか。一遍十分考えて、答弁をしてください。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義美君） 佐藤博議員にお答えします。

前回、弥富町の議員定数は16人、わかりますね。旧十四山村の人口が5,000、計算すると2人増加して18人になるという根拠は、弥富町が3万8,000人割ることの16で2,375人。旧十四山村が、割ることの2,375人といまして2.4人。県内における5万人未満の定数18人で、よく似た類似のところは、4万5,000人が岩倉市、高浜市が4万2,000人ということで、定数として18人が申し分ないと言ったら怒られますけれども、18人だと私は思っております。

また、皆さんのこの前の全員協議会の中においても、18ということに対して多少の上下はありますけど、行政改革、財政改革ということを考えますと、私はこの18人という答えを出しました。

〔1番佐藤博君「議長、ちょっと自席から、3回しかできないので」の声あり〕

○議長（大原 功君） はい。

○1番（佐藤 博君） 私の質問しておることの答弁じゃないですよ、それは。

○14番（三浦義美君） すみませんが、見解の違いで、佐藤さんの考えと私の考えも違います。これは議員が32人おりますけど、全部が全部同じ考えではないと思います。それだけ言っておきます。

○1番（佐藤 博君） 見解の相違ということで……。

- 14番（三浦義美君） いや、佐藤さんがいつでも……。
- 議長（大原 功君） ここで10分ほど休憩をいたします。11時50分からまた会議をします。
休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時37分 休憩

午前11時48分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（大原 功君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔「議長31番」の声あり〕

- 議長（大原 功君） 原沢議員。
- 31番（原沢久志君） 原沢です。

それでは、議長の許可を得まして質疑を行いたいと思います。

まず最初に、これまでの経過について振り返ってみますと、弥富町と十四山村が平成18年4月1日に合併し、弥富市となりました。弥富町・十四山村合併協議会での協議により決められましたことは、十四山村が弥富町に編入合併であるため、十四山村の議員は弥富町の議会議員の残任期間、平成20年2月29日までだけ在任する在任特例を適用すると。合併後最初の一般選挙において定数特例を選択する道も残されておりますが、弥富町・十四山村合併協議会の協議では、弥富市議会議員の定数については合併後協議すると決めておりました。十四山では合併問題調査特別委員会を設置し、合併協議会に臨むに当たりましては、その協議議案につきまして事前協議をこれまで行ってきておりました。

そういう中で振り返ってみますと、第2回合併協議会において、この議員の定数及び任期の取り扱いについてということで5月31日に提案されておりますが、この提案について、十四山としてはどういうふうに臨むのか、議論を事前にいたしました。そして2回目は、第3回の合併協議会が6月17日に行われておりますが、これに向けて事前協議といたしまして6月16日に合併問題調査特別委員会が開かれております。このときの議事録の取りまとめは、ここにも当時の浅井委員長も見えておりますけれども、その取りまとめのもと、事務局の方で作成した内容でございますが、この協議第10号につきましては、議会議員の定数及び任期の取り扱いについて、在任特例を適用することに賛成が多数、定数は合併後最初の一般選挙において、選挙区は設けず、議員定数20人から22人ぐらいと弾力的に定め、合併協議会の協議の中で決定していくというふうに事前協議の場で十四山の3議会では話し合いが持たれました。そうした内容を受けておりましたけれども、第3回の合併協議会の中では在任特例を適用し、新市の議会の中で定数問題については決めていくというふうに決まりました。そして、この8月23日の全員協議会で、議長の方からこの問題について議題とされたわけであり

ます。

そこで、一つお尋ねいたしたいことは、今なぜ突然に、きょう議案を提出し、きょう質疑・採択までやらなければならないのかということについて理解ができませんので、このことについてまずお伺いをいたしたいと思います。

議会運営についての質問でございます。弥富市の市議会の規則、弥富市議会先例集というものが最初に配付され、協議されました。そして、そういう形で運営をしていこうということとで決まりました。この弥富市議会の会議規則を見てみますと、第5節、議事といたしまして、議案等の説明、質疑及び委員会付託といたしまして第37条で、会議に付する事件は、第134条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑のあるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会、または議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。第7節、発言の通告及び順序、第51条、会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし云々と書いてあります。そして、この先例集の中で、第5章、発言、第2節、通告制ということで、31といたしまして、議案の質疑・討論は実施日の2日前の17時を通告期限とするというふうに決め事が書いてあります。これとの整合性について、事務局長の方から説明をいただきたいと思います。

次に、提出者の三浦議員の方に質問をいたしたいと思います。

合併後の弥富市議会では、定数問題はきょう初めて提案されてきたわけではありますが、8月23日の議員全員協議会の議題で話し合われておりますが、出席議員全員から発言がありました。このときあなたは、定数については18人と決めるにしても、全会一致で通るようにしてもらいたいというように発言をされたと、私、筆記をして記憶をしております。全員協議会での各議員の発言は、それぞれいろいろな立場、考え方からそれぞれ意見が述べられました。この発言の中では、一つの意見で、例えば18人ということだけでみんなが了解されたかといいますと、そういうふうには私は感じておりませんが、三浦議員はこの全員協議会での発言についてはどのように受けとめたのか。また、自分の発言した、できることなら全会一致で話し合いして、円満に決めていただきたいということとの問題について、まずお伺いいたします。

それから、議長から全員協議会の場で、なぜこの9月議会に定数問題を出すのかということにつきましては、この議会の解散は来年度の予算で出さなければならない。ですから、来年度の予算編成に当たり、この9月議会で決めていただかないと予算が組めない。このような趣旨の発言がございました。このことについては、議員の定数を決めたからといって、予算が組めるものではありません。予算を組むのには、報酬が幾らになるのか、それと議員数は何人とするのか、このことがないと予算が編成できません。ですからそういう意味で、ど

のようにこの点については受けとめているのか、お伺いいたします。

そして、先ほどの質疑の中で三浦議員は、報酬問題については議員等報酬審議会にかけなければならない、そこが議論することだということを発言されましたが、私はそのことについても、そうではないということをお示しいたしたいと思います。

十四山の議会ではどうであったのか振り返ってみますと、十四山では行政改革ということで、議員定数の削減よりも議員の報酬を削減することがよいのではないかという立場から、この間、1割削減を2回行い、現在の議員報酬、以前は28万5,000円でしたけれども、そういう中で2回2割削減ということで、現在は23万1,000円になっております。こういうことで、例えば28万5,000円掛ける16ヵ月、ボーナスを含めて計算しますと、1人456万円ほどになります。また、現在の23万1,000円を16ヵ月で掛けますと369万6,000円ということで、現在の差額として比較いたしますと86万4,000円、これに12人ということで計算いたしますと1,036万8,000円という金額になります。これは単純な計算ではございますが、おおよそこういう計算になります。そうしますと、現在の議員報酬の約3人分の削減ということに該当するわけであります。そういう点から、やはりこの議員の定数の問題と歳費の問題は切っても切れない問題だと思います。

また、市民に聞かれた場合、議員の定数はどういうふうにして決めたのか、そういったセオリーをいろいろと説明する中には、当然議会の議員報酬についてもどうするのかということとを説明しなければならないと思います。そういう点で、議員報酬についてもある程度この議会の中で話し合いをし、そういった協議をして方向性を出していくということは大事だと思います。その点で、そのことについてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義美君） この前、全協で発言したのは、個人的に全員協議会で18人ということで、全員の賛成ということは個人的に要望したことで、テープを回してもらえば結構だと思います。

それで、2番目の経費の話が出ましたけど、これは私一切今回の条例には出しておりませんので、その点、誤解のないように。

〔発言する者あり〕

すみません、経費と言いましたが歳費ということですので、私は今回の提案をしておりませんので、その点はよろしくお願いします。ただ、定数18人だけでございますので。

〔「議長、事務局の方から」の声あり〕

○議長（大原 功君） 事務局はできんでしょう。今は提案者だから、三浦議員だけしかできないの。あなたももっと勉強してください。

〔「議長31番」の声あり〕

○議長（大原 功君） 原沢議員。

○31番（原沢久志君） 2回目の再質問をさせていただきます。

議長に一つ新たに認識をしてほしいのは……。

○議長（大原 功君） 議長に聞くことはないでしょう、あなた。発言を停止させますよ。

○31番（原沢久志君） 新しく合併をして、こういった弥富市の会議規則というのをつくって、また弥富市の先例集ではこうなっていますよと、これに従ってくださいよということで議会の議事については進行いたしましょうということで決めておるんです。ですから、こういうことを全く無視して、こういった本日提案、本日採決までやっちゃうということは、全く自分たちが決めたことを放棄することなんです。これを事務局が説明できんということだったら、議運の委員長、あなた、この責任者ですよ。ちゃんと答弁してください、そのかわりに。

それから、三浦議員の方は再質問でお尋ねいたしますが、私は報酬については提案はしていないという全く無責任な発言ですが、報酬についてセットでないと、住民に対して説明できないでしょう、議員の定数だけで。条例では確かに議員の定数、それから報酬は報酬で別の条例で決めておりますけれども、いずれにしても条例で決めるわけですが、やはり定数を何名にするというときには、そういったことも当然議論していかなければならない問題なんです。ですから、この問題については全協の場でもほかの議員の方から、定数の問題と議員の問題は話し合いをせないかんのではないですかということが出ておりました。きょうの佐藤博議員以外にもそういう声があるわけですよ。ですから、そういった問題について、きちっと議会として議論をして決めていくと。決めていくことについては、議会ですので当然の仕事です。ですけれども、やはり議論を尽くすというのが議会の場ですので、そのことについてはしっかりと守っていただきたい。よろしく答弁お願いいたします。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

〔31番原沢久志君「答えてよ、ちゃんと」の声あり〕

○議長（大原 功君） 余分なことをしゃべってはいけません、原沢議員。これ以上しゃべったら退場させますよ。

○14番（三浦義美君） 今回は定数の問題だけでございますので、16を18ということですので、その点、間違いのないように。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方、ございませんか。

〔「議長9番」の声あり〕

○議長（大原 功君） 渡邊議員。

○9番（渡邊 昶君） 9番、渡邊でございます。

この場をおかりしまして、本日提案されました議員の定数の一部改正についての質疑が皆様方からされ、いろいろと内容が論議されたわけでございますが、私は、この一部改正について、反対の立場で反対の討論をさせていただきます。

新市となった弥富市の議員定数については、合併後の弥富市議会において決めるということで、旧弥富町、旧十四山村の合併協議会で話し合われ、決まったことでございます。今の市議会に課せられた非常に重要な課題であるというふうに私は思います。定数の16とか18ということについて、私はきょうこの場でその部分を反対するという意味じゃなしに、全体の流れを見て、反対の討論に参加しておるわけでございます。議員定数問題でも、住民の関心が高いことを肌で私は感じております。同時に、合併したことによりまして、十四山の役場が遠くなったなあと、親近感の薄くなったなあと、きめ細かなサービスがなくなってきたようにも思えるなあとという声が時々聞こえるわけでございます。ですから、私たちの声がこの弥富市に届き、反映されるようにしてほしいと願っておるわけでございます。

こうしたことを考えますと、議員だけでいきなり定数を決めてしまうというのではなく、それぞれの地域にも議会の考え方、議論の状況等を伝えながら、市民の声が反映できるように検討して定数を決めていく。そのプロセスが一番求められておるわけでございます。住民の皆さんの理解を受けるならば、そのプロセスが一番重要であるというふうに私は考えます。議員の任期は平成20年2月末日まででございます。まだ少し時間はございます。だから、定数を18とする。単純に人口比率で十四山地区からは2人となるなあと。これでいいだろうかということだけでなくして、議員の報酬との関係はどうなっているのか、市民の理解を得ながら協議し、時間をかけて決定すべき重要な事項、内容であり、私が一番問題にするのは、きょうここで提案されて、その日に質疑し、採決ということにいささかの問題があると考えますので、この問題をきょうここでということになった場合はどうしても賛成ができないということで、反対の討論として参加させていただきました。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（大原 功君） 他に討論の方。

〔「議長19番」の声あり〕

○議長（大原 功君） 佐藤良行議員。

○19番（佐藤良行君） 賛成討論をいたします。

まず最初に、改正時期については時期尚早だとか、討論が不十分だということはございますが、そのような立場から反対意見もありますが、次回選挙は平成20年2月の予定であり、

次回より町議会選挙、または村議会選挙から市議会議員選挙となることによりまして、公費で負担される選挙費用が、ポスターを初め３項目増加します。その費用は平成19年度予算案で計上する必要があり、今議会で議員定数の改正を行い、より正確な予算案を作成することが必要であり、その立案時期である今年11月エンドから考えますと、今議会が最適ではなかろうかと思います。

二つ目として、定数18については、先ほどからも議論されておりますように、17年３月開催の旧弥富町議会において16人と決定されており、それを参考に旧十四山住民数から計算しますと約２名となり、合計18名であります。さらに、昨年の合併協議会開始以降、議員定数は市民の皆さんの重大関心事の一つでもあり、私たちは至る所で多くの意見を聞いてきました。それを集約しますと、18名がベターと考えられます。

以上の理由により、賛成討論といたします。以上です。

〔「議長１番」の声あり〕

○議長（大原 功君） 佐藤博議員。

○１番（佐藤 博君） 今、るる提案者にいろいろと質問をしてまいりましたけれども、とても市民に理解を得るような答弁ではありませんでした。私は、こういう問題は議員の問題であると同時に、市民感情というのも非常に重要な問題でありまして、このプロセスというのは最も尊重しなきゃならん問題だと思っております。それが、そういうプロセスを市民に理解いただくことなく、きょう提案して、きょう決めていくということでは私は納得をするわけにはまいりません。基本は16名なんです。16名で２名増員するという提案でありますから、その２名増員の理解を得る努力が大事でありまして、きょうのこの定数条例の提案には反対をしていきます。以上です。

〔「議長15番」の声あり〕

○議長（大原 功君） 浅井議員。

○１５番（浅井葉子君） 浅井でございます。

議員定数を改正する議案に賛成討論をいたします。

議員の定数に関しては、先ほどから質疑等の中に入っておりますように、第２回の合併協議会、議案第10号で提案されております。その中の資料として、愛知県下の類似している市のデータ等は、議員各位はもう１年以上も前にしっかりとよく目を通しておみえだと思えます。また、先ほどからも出ております第３回の合併協議会で、議員の定数については新市において調整するという協議結果が示されております。私どもは平生の議員活動の中で、もう１年以上も前からそのような宿題を投げかけられたと思って、先ほどから、きょう出てきょう採決というふうなお話になっておりますが、反対に、もう１年以上も前に宿題をいただいて、住民、市民、皆さん、いろいろなところでこの問題は私も投げかけてきております。そ

の中で、この17年3月に弥富町議会で定数が16名に決定されたということになっておりますので、今年度、合併により4万3,800名になり、やはり県下の類似しておる市等も参考にいたしまして、三浦義美議員が今回提案されました18名ということは市民の理解も得られる適切な数字だと私は思い、賛成者にならせていただきました。

議員各位の賛成をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（大原 功君） 他に討論の方、ございませんか。

〔「議長32番」の声あり〕

○議長（大原 功君） 三宮議員。

○32番（三宮十五郎君） ただいま上程されております定数条例につきまして、私も、とても納得できるものではないということで反対討論をさせていただきます。

提出者や賛成議員の皆さんは、既に合併協議会のときから議論が続けられておるというふうに言われましたが、実際には議案として一度も出された問題ではありません。したがって、前回の全員協議会の席上でも、提出者の三浦議員自身が、できることなら全員一致で決めていただきたいということをして……。

〔「要望ですよ」の声あり〕

要望だろうと、あなた自身の意見だったんです、それは。それはなぜかといったら、事柄の重大性からそうすべきことなんです、このことは。

なぜかといいますと、一つは私たちの身分の問題であると同時に、もう一つは市民の参政権の根幹にかかわる問題であります。定数がどうなるかによりまして、得票数に大変な違いが出てまいります。十四山の皆さんは、200票を幾らか超えれば今までは議員として当選できる条件でありましたし、弥富町でも600票も取れば当選できる条件だったのが、恐らく安心して当選できるというと1,000票を超える得票が必要になります。そうしますと、議員の活動や議会の活動というのは大幅に変わるわけでありまして、今後の市民の皆さんの市議会への立候補の問題や、そういう根源にかかわる問題であります。

同時に、今大きく地方自治法等も改正されて、議会や地方自治体の責務が重くなっております。そうした中で、例えば常任委員会への参画の方法等も改正されるなど、一連の議会制度の改正も行われておりまして、こうした問題についても弥富市議会としてどう対応するかなどの協議はただの一度も行われていない中で、とにかく数を決めればいいと。その根拠は、先ほどの賛成討論にもありましたが、新年度予算を決めなければならないから今決めなければならない。

いいですか。少なくとも新年度予算で決めるか、あるいはきちんと議員定数が決まる。あるいは報酬等審議会のもものも決まる。市民の合意が得られて決まっていけば、選挙の少なくとも1年程度前に決めれば何の支障もない問題であります。

加えて、今回のこの一連の合併問題をめぐる経緯や、あるいは4月から新たに合併して新市になった中で、議会運営の非常に公正さを欠く事態が進行しております。例えば32名の議員で四つの常任委員会がございまして、あるいは特別委員会がございまして、それから議会選出の各種の一部事務組合議員等がございまして。それを全部、正・副議長、あるいは監査委員、正・副常任委員長、特別委員長を合わせますと、100の議会役職ポストがございまして。ところが、5以上の役職を持っている方が6人いる一方で、特に十四山で合併問題に批判的な態度をとってまいりました4名の議員の皆さんを初めとして、8名の議員がわずか1のポストしか与えられていない。所属常任委員会以外は何のポストも与えられていない。数を頼んで言うことを聞かせるというような風潮が、この間の議会運営や行政運営の中で非常に根強く広まっており、私が抗議をいたしましたら、議会運営委員長は改正の協議をすると言われましたが、いまだに何の対応もされていない状態の中で、やはり数を頼めば何でもできるという風潮が広がっていることに非常に懸念を感じます。

先ほども三浦議員は、できることなら全会一致が私の要望だったと。そういうことで済まない問題を、しかもあの全員協議会では3分の1ぐらいの議員の方がもっと慎重に決めてほしいという意見を出されておりました。本来なら、議会運営委員会やそういうところで協議をされて全会一致の努力がされるべきは、だれが考えてもしごく当然な問題であります。ところが、そういう意見があったにもかかわらず、議会運営委員と全く関係ない人たちが3名で提案をする。しかも、できたら全会一致で決めてほしいと申し出た三浦議員がその提出者になって、そして抜き打ちで提案をして、抜き打ちで可決をします。こういうやり方というのは、私は、さきの合併協議会が合併推進派で固めて、そこで決めたことを根拠にいたしまして、十分な議論もせずに住民説明会も終わらせる、そして議会も押し切るというやり方と一連の流れの中にあるものとして、黙視することができません。やはり本当に市民の意見に謙虚に耳を傾ける市政と議会になるために、こういうやり方はあってはならないことだということを強く警告いたしまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立24名〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0 時23分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 三 浦 義 美

